

令和5年8月2日

一般社団法人 福井県産業資源循環協会 会長 殿

## 死亡災害及び熱中症災害の防止に係る要請書

平素は、労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年7月8日に、福井労働基準監督署管内(福井市、あわら市、坂井市、永平寺町)の産業廃棄物処理業を営む事業場において、使用していた解体用車両系建設機械が労働者と接触して、接触された労働者が死亡するという災害が発生しております。産業廃棄物処理業では多種の車両系建設機械・荷役運搬機械を使用しますが、労働安全衛生法では別添1のとおり、その種類に応じた運転資格が定められ、運転資格を有しない者の就業は制限されております。

また、福井県内では7月下旬からは猛暑日が続いている状況であり、屋外作業者を中心に熱中症災害も発生しており、廃棄物処理等による屋外での作業や重筋作業では、別添2のとおり熱中症による労働災害も懸念されるところであります。

貴団体におかれましては、これまで、労働災害防止に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、車両系建設機械・荷役運搬機械の運転資格を有しない者の就業の制限及び熱中症防止対策について、今一度、会員事業場に対する周知啓発への御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、別添3の業務改善助成金なども御活用いただき、会員事業場における労働者の賃金引上げについても、御検討いただくようお願い申し上げます。

福井労働基準監督署長



| 種類             | 必要な資格                                     |  |
|----------------|---|--|
| クレーン・移動式クレーン関係 | つり上げ荷重が 5 t 以上のクレーン（跨線テルハを除く）の運転          | クレーン・デリック運転士の免許又は床上操作式クレーン運転技能講習の修了（床上操作式クレーンに限る）                                  |
|                | つり上げ荷重 5 トン未満のクレーン・つり上げ荷重 5 トン以上の跨線テルハの運転 | クレーンの特別教育  |
|                | つり上げ荷重が 1 t 以上の移動式クレーンの運転                 | 移動式クレーン運転士の免許又は小型移動式クレーン運転技能講習の修了（つり上げ荷重が 5 t 未満のものに限る）<br>（道路上の走行は、道路交通法による免許が必要） |
|                | つり上げ荷重 1 トン未満の移動式クレーンの運転                  | 移動式クレーンの特別教育<br>（道路上の走行は、道路交通法による免許が必要）  |
|                | つり上げ荷重が 1 t 以上のクレーン、移動式クレーン等の玉掛け作業        | 玉掛け作業技能講習の修了等  |
|                | つり上げ荷重が 1 t 未満のクレーン、移動式クレーン等の玉掛け作業        | 玉掛けの特別教育   |
| 車両系荷役運搬機械      | 最大荷重が 1 t 以上のフォークリフトの運転                   | フォークリフト運転技能講習の修了等<br>（道路上の走行は、道路交通法による免許が必要）                                       |
|                | 最大荷重 1 トン未満のフォークリフトの運転                    | フォークリフトの特別教育<br>（道路上の走行は、道路交通法による免許が必要）  |
|                | 最大荷重が 1 t 以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転        | ショベルローダー等運転技能講習の修了等<br>（道路上の走行は、道路交通法による免許が必要）                                     |
|                | 最大荷重 1 トン未満のショベルローダー、フォークローダー運転業務         | ショベルローダー等の特別教育<br>（道路上の走行は、道路交通法による免許が必要）  |
|                | 最大積載荷重が 1 t 以上の不整地運搬車の運転                  | 不整地運搬車運転技能講習の修了等<br>（道路上の走行は、道路交通法による免許が必要）  |
|                | 最大荷重 1 トン未満の不整地運搬車運転                      | 不整地運搬車の特別教育<br>（道路上の走行は、道路交通法による免許が必要）   |
| 車両系建設機械        | 機体重量が 3 t 以上の整地・運搬・積み込み用又は掘削用の車両系建設機械の運転  | 車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習の修了等<br>（道路上の走行は、道路交通法による免許が必要）                     |
|                | 機体重量が 3 t 未満の整地・運搬・積み込み用又は掘削用の車両系建設機械の運転  | 小型車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）の特別教育<br>（道路上の走行は、道路交通法による免許が必要）                        |
|                | 機体重量が 3 t 以上の基礎工事用の車両系建設機械の運転             | 車両系建設機械（基礎工所用）運転技能講習の修了等<br>（道路上の走行は、道路交通法による免許が必要）                                |
|                | 機体重量が 3 t 未満の基礎工事用の車両系建設機械の運転             | 小型車両系建設機械（基礎工所用）の特別教育<br>（道路上の走行は、道路交通法による免許が必要）                                   |
|                | 機体重量が 3 t 以上の解体用の車両系建設機械の運転               | 車両系建設機械（解体用）運転技能講習の修了等<br>（道路上の走行は、道路交通法による免許が必要）                                  |
|                | 機体重量が 3 t 未満の解体用の車両系建設機械の運転               | 小型車両系建設機械（解体用）の特別教育<br>（道路上の走行は、道路交通法による免許が必要）                                     |
|                | 作業床の高さが 10m 以上の高所作業車の運転                   | 高所作業車運転技能講習の修了等<br>（道路上の走行は、道路交通法による免許が必要）   |
|                | 作業床の高さが 10m 未満の高所作業車の運転                   | 高所作業車の特別教育<br>（道路上の走行は、道路交通法による免許が必要）  |

参考



フォークリフト

不整地運搬車

トラクターショベル

ドラグ・ショベル

解体用つかみ機

車両系建設機械(運搬用)

車両系建設機械(掘削用)

車両系建設機械(解体用)

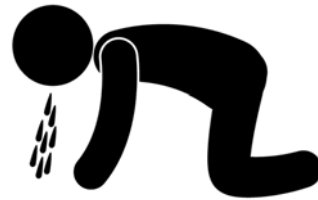
講習用スライド①

# 熱中症の応急手当

# あれっ、何かおかしい



手足がつる



吐き気



何となく体調が悪い



立ちくらみ・めまい



汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない

すぐに疲れる

## 解説

「手足がつる」「立ちくらみ・めまい」「吐き気」「汗が止まらない。逆に汗が出ない」といったことがあれば、熱中症の可能性があります。また「何となく体調が悪い」「すぐに疲れる」といった症状がみられることもあります。

# あの人、ちょっとヘン



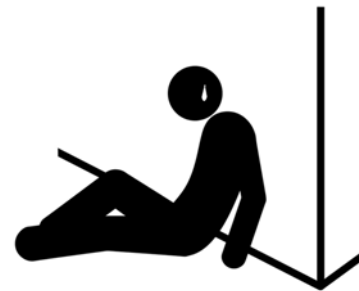
イライラしている



呼びかけに応じない



フラフラしている



ボーッとしている

## 解説

他人から見てわかる症状もあります。

周囲に「イライラしている」「フラフラしている」「呼びかけに反応しない」「ボーッとしている」  
このような人は、熱中症の可能性ががあります。

# 専門知識がないと、熱中症か判断できない



直ちに作業中止

119番

## 解説

熱中症が疑われる症状が見られたら、すぐに作業を中止して、119番してください。  
専門知識がないと、熱中症が判断できないからです。  
救急隊員なら応急処置ができます。病院に行けば、救急医が診察してくれるので安心です。

# 救急車到着までの応急手当が運命を左右する



## 作業着を脱がせ、水をかけ、全身を急速冷却

### 解説

救急車が到着するまでの応急手当が運命を左右します。  
熱中症になると、迅速かつ適切な救急救命措置を行っても命を救えないことがあります。  
作業着を脱がせ、水をかけ、全身を急速冷却してください。

# 「水かけ」は、アスリートの世界では一般的な手当



© JSPO（公益財団法人日本スポーツ協会）

## 解説

「作業着を脱がせて水かけ」、驚かれるかもしれませんが、アスリートの世界では一般的です。熱中症から命を救えるかどうかは、いかに早く体温を下げられるかにかかっているからです。救急車を要請すると同時に、速やかに水をかけ、全身を冷却してください。



# まとめ

熱中症になると

迅速に適切な救急救命措置を行っても  
命を救えないことがある

熱中症が疑われる症状がみられたら

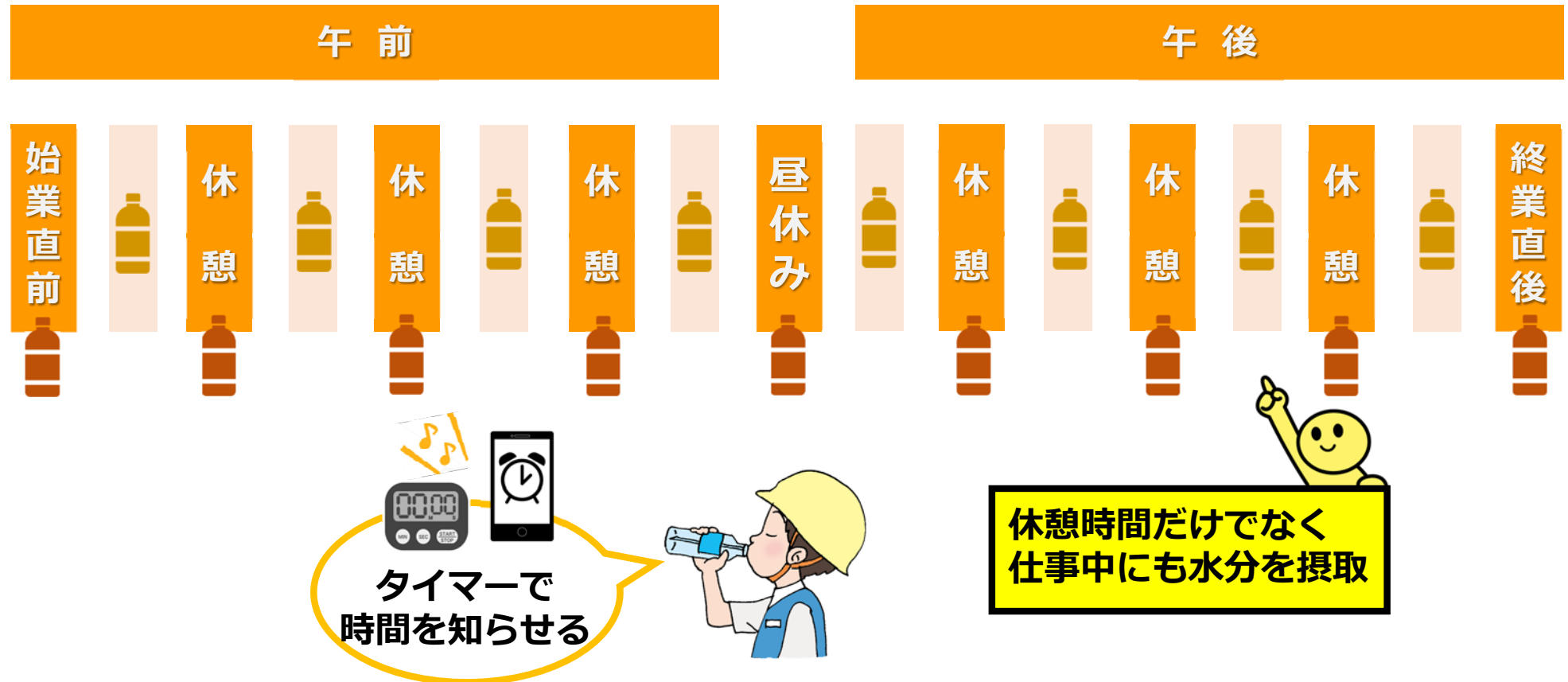
直ちに作業を中止して

救急車を呼び▶▶▶水かけ全身冷却

# 水分補給と休憩

# 水分補給も、大切な仕事

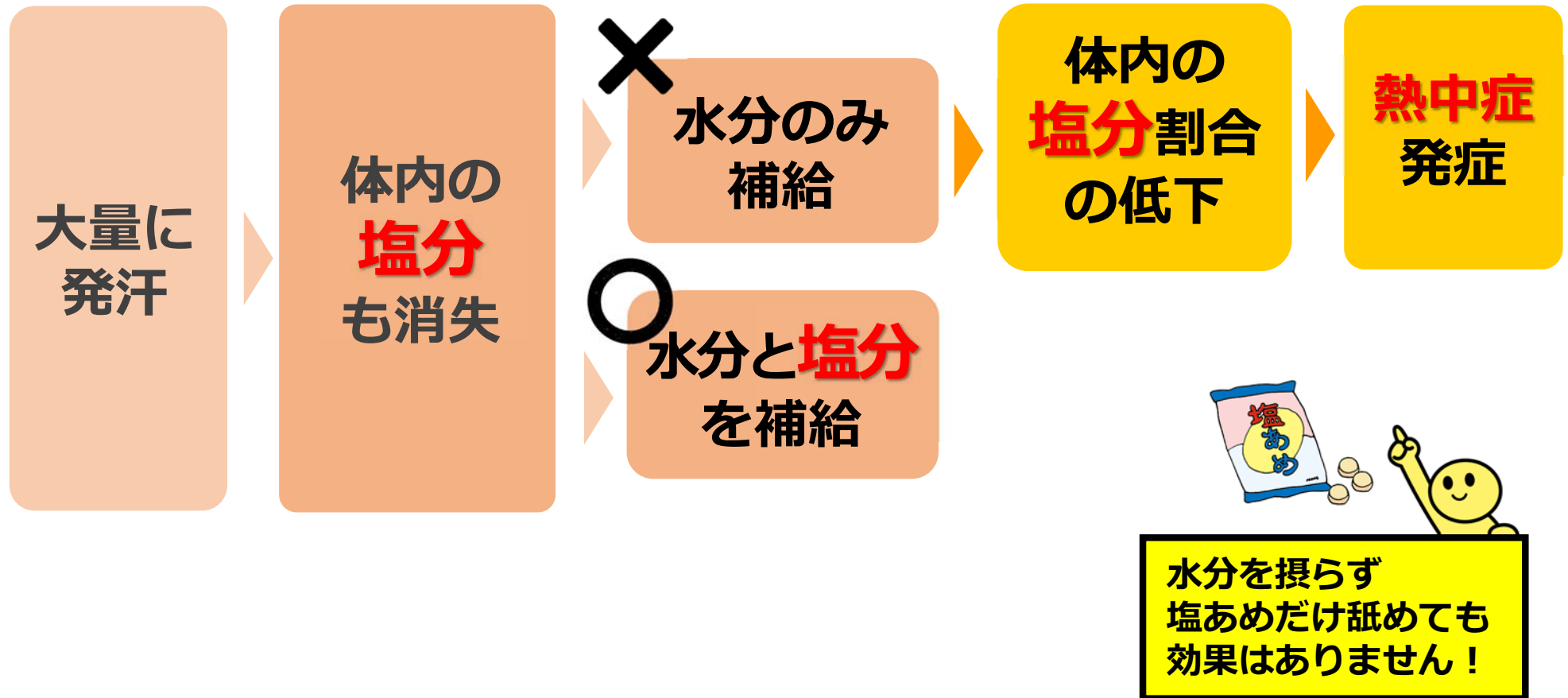
## 一般的な建設作業現場の休憩サイクルと水分補給例



### 解説

暑い現場では、自分が思っている以上に、脱水症状が進行していることがあります。こまめに休憩を取り、その都度、水分を補給しましょう。のどの渇きに関係なく、定期的に水分を補給する習慣をつけてください。

# 水分補給の際、塩分も同時にとる



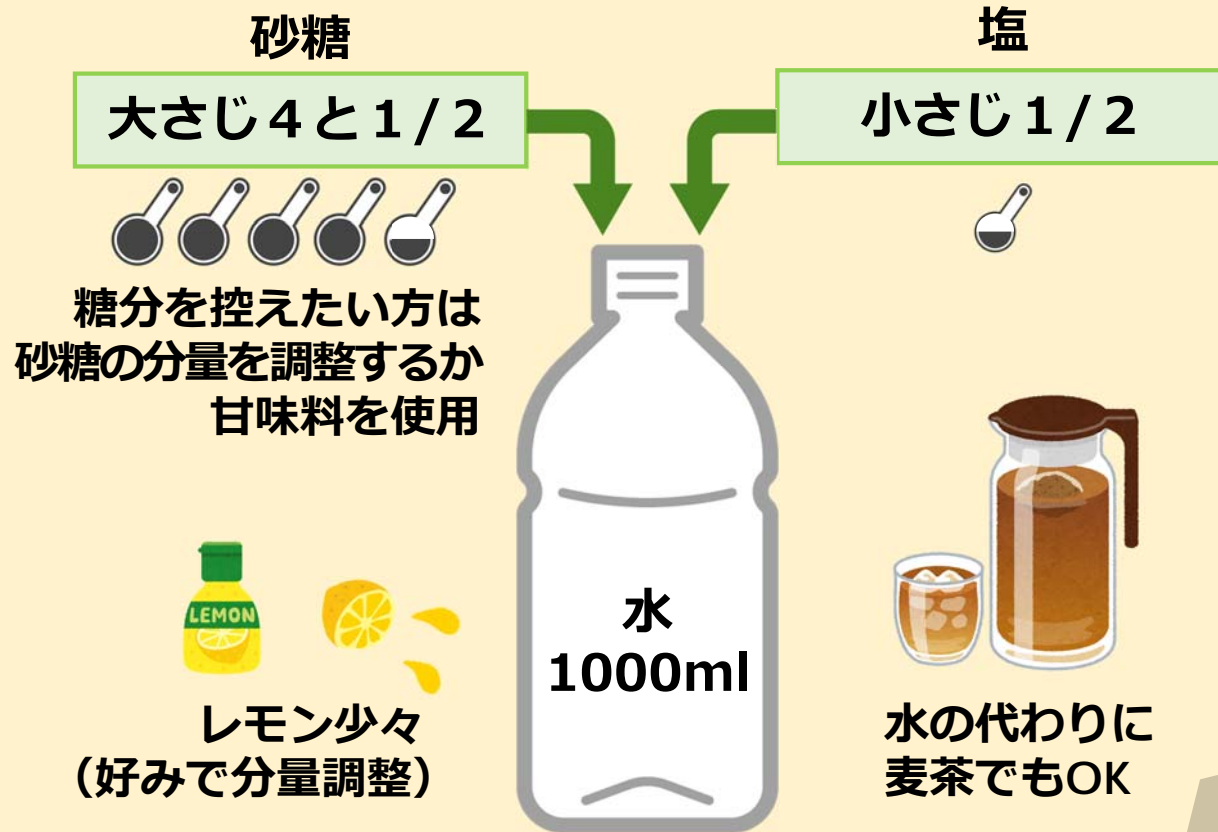
## 解説

大量に汗をかき、水分と塩分が減った状態のときに水だけを補給すると、のどの渇きは消失しますが、自覚症状がないまま、体内の塩分割合が低下して、熱中症になることがあります。水だけを飲むのではなく、必ず、塩分も一緒に補給してください。

# 水分と塩分を同時にとるには



## 熱中症予防ドリンクの作り方

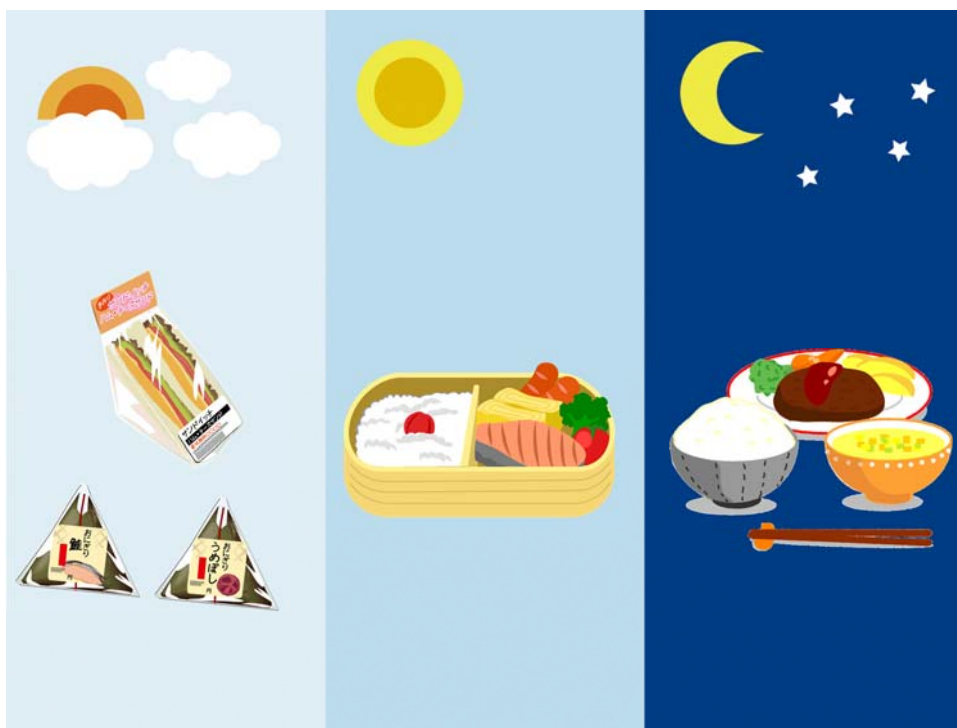


### 解説

大量に汗をかいたときは、スポーツ飲料や経口補水液がおすすめです。でも、商品によっては糖分が多いものがあるので気になる方は、自分で熱中症予防ドリンクを作りましょう。

# 必要な塩分は食事にとれる

「1日3食」しっかり食べれば、必要な塩分は摂取できる



**仕事前に  
必ず食事をする**

日本人の食塩摂取量の平均値：10.1g/日  
(摂取目標の平均値：8gなので塩分摂取過多)

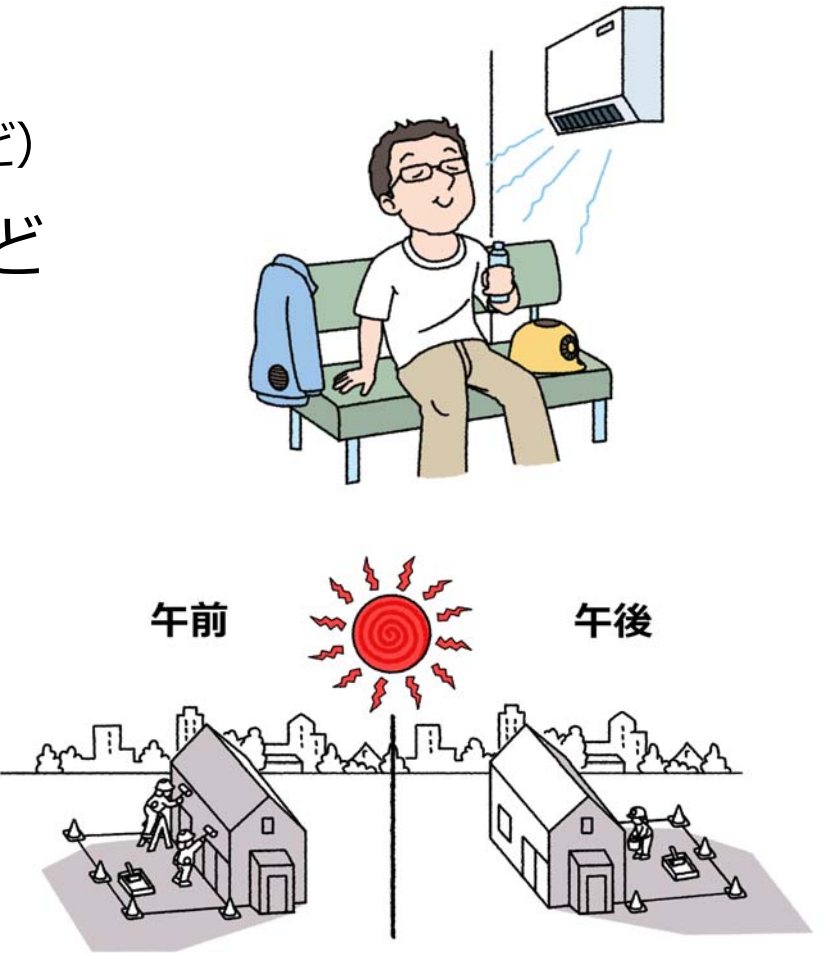
令和元年（2019）「国民健康・栄養調査」より

## 解説

水分と塩分はセットでとれと言いましたが、日本人の食事は、塩分過多気味なので、1日3食しっかり食べれば、必要な塩分は摂取できます。仕事の前は、必ず食事をしてください。

# 休憩時間について

- **こまめに休憩** (命が大事、臨機応変に対応)
- 休憩時間を有効利用 (水分補給、身体冷却など)
- 作業時間帯の見直し、シフト制導入など



(参考) 休憩時間の目安：特段の熱中症予防対策を講じていない場合

| WBGT基準値からの超過 | 休憩時間の目安(1時間当たり) |
|--------------|-----------------|
| 1°C程度超過      | 15分以上           |
| 2°C程度超過      | 30分以上           |
| 3°C程度超過      | 45分以上           |
| それ以上超過       | 作業中止が望ましい       |

(出典) 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) の許容限界値を元に算出

## 解説

休憩は、暑さや作業の内容にあわせて、こまめに取ってください。  
その都度、水分を補給したり、身体を冷却するなど、休憩時間を有効に活用しましょう。  
早朝の涼しい時に作業をしたり、シフト制を導入するといった工夫も有効です。

# まとめ

水分補給をするときは  
必ず塩分も一緒にとる  
(スポーツ飲料・経口補水液など)

暑さや作業の内容にあわせて  
こまめに休憩をとる  
作業時間帯の見直しやシフト制導入も有効



# 暑熱順化

# 暑さに慣れる

暑さに慣れる ▶ 早く汗が出る ▶ 体温上昇STOP



## 熱中症予防には

## 『暑熱順化』

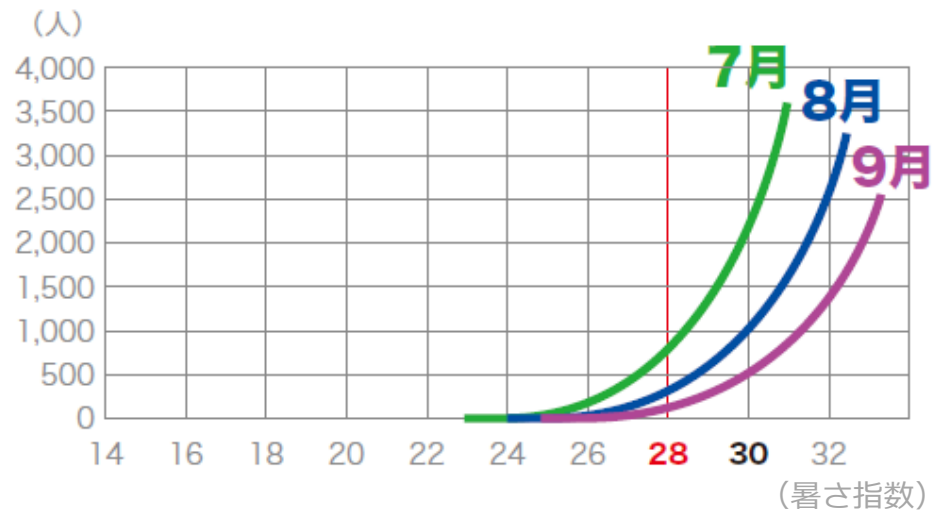
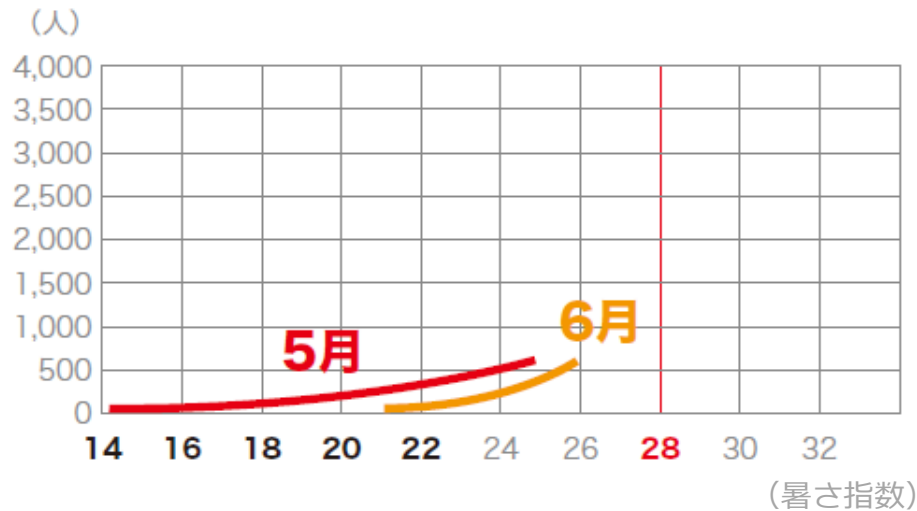


解説

人間は暑さに、多少ですが、慣れることができます。これを暑熱順化といいます。暑熱順化により、早く汗が出るようになり、体温の上昇を食い止められるようになります。暑くなる前に身体を熱中症対応モードにして、暑さに強い身体を作りましょう。

# 気温が高くない時期でも発生する

全国6都市※における熱中症による救急搬送者数(平成30年~令和3年) ※東京都・大阪市・名古屋市・新潟市・広島市・福岡市




気温が高くない時期から  
救急搬送者は出現

暑さに慣れてくると減少傾向  
(暑熱順化が重要)

解説

このグラフにあるように、暑さに慣れていないと、5月でも熱中症で救急搬送される人がいます。では、いつから暑熱順化を始めればいいのか？  
仕事の内容にもよりますが、5月に入ったら暑熱順化を始めることをおすすめします。一度、暑熱順化をすれば万全かというと、そうではありません。

# 数日休むと、暑熱順化効果は『ゼロ』になる

 特に気をつける必要がある人

## 入職したての人



作業初日は  
身体への負担が  
大きい

## 長期休暇あけの人



たとえ数日間でも  
暑い作業から離れると  
慣れの効果はゼロに

### 解説

入職したての人は、暑さに慣れていないので要注意。事前に暑熱順化するよう指導しましょう。暑熱順化をしても、その効果は、数日間休んだだけでゼロになってしまうので長期休暇あけの人は特に注意が必要です。

# 暑熱順化トレーニング

日常生活の中で無理のない範囲で汗をかくようにし、数日から2週間ほど続けて完了

## 歩く・走る

(帰宅時に一駅分歩くのもOK)

歩く目安  
30分

走る目安  
15分

頻度目安  
週5回



## 自転車

運動目安  
30分

頻度目安  
週3回



## 適度な運動

(筋トレやストレッチなど適度に汗をかくもの)

運動目安  
30分

頻度目安  
週5回~毎日



## 入浴・サウナ

(お風呂はシャワーだけでなく、湯船につかる)

頻度目安  
2日に1回



## 解説

暑熱順化のポイントは、汗をかくこと。運動や入浴など、日常生活の中で行えます。個人差もありますが、数日から2週間程度で、身体を暑さに慣れさせることができます。暑くなる前から余裕をもって、暑熱順化を始めてください。

# まとめ

暑熱順化は、  
暑くなる前から始める  
熱中症予防対策

数日から2週間程度で  
身体を熱中症対応モードにできるが  
長期休暇で効果はゼロになるので要注意

# 設備投資をお考えの事業主の皆さま！

生産性を上げて、最低賃金を引き上げ！

## 令和5年度「業務改善助成金」

### いますぐ、ご確認ください

下記の6つ全てにチェックが入る場合、助成金の対象になるかもしれません！  
※すでに実施されている場合は対象になりません

#### 対象になる事業場

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること  
福井県の場合は **918円以下** (R4.10.2から)
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

#### 支給の要件

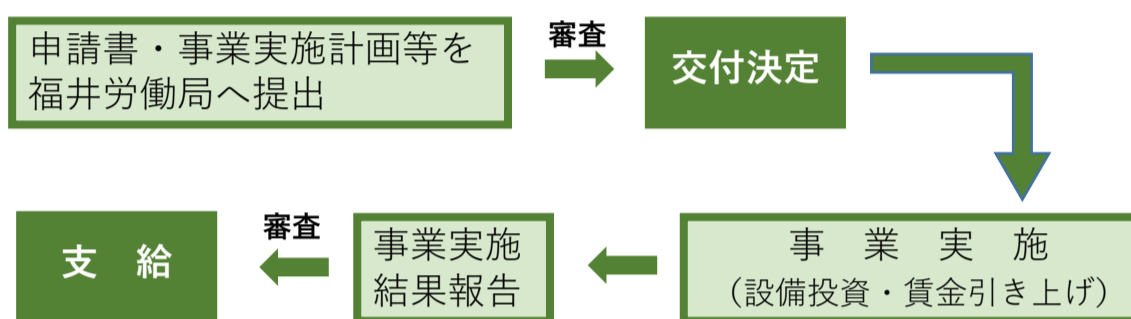
- 賃金引上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

### 概要

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。**\*年度内に2回の申請も可能です。**

【設備投資等】 機器・設備の導入、経営コンサルティングなど  
〔生産量要件※1 または 物価高騰等要件※2 に該当する場合は、特例としてパソコン、スマホ、タブレットの新規購入及び乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車等も助成対象として認められます。〕

### 手続きの流れ



### ご留意いただきたい事項

予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。  
【申請期限】令和6年1月31日 【事業完了の期限】令和6年2月28日

| 区分     | 賃金を引き上げる労働者数・助成上限額<br>※下段は、事業場規模30人未満の事業者 |       |       |       |       |
|--------|---|-------|-------|-------|-------|
|        | 1人  | 2~3人  | 4~6人  | 7~9人  | 10人以上 |
| 30円コース | 30万円                                      | 50万円  | 70万円  | 100万円 | 120万円 |
|        | 60万円                                      | 90万円  | 100万円 | 120万円 | 130万円 |
| 45円コース | 45万円                                      | 70万円  | 100万円 | 150万円 | 180万円 |
|        | 80万円                                      | 110万円 | 140万円 | 160万円 | 180万円 |
| 60円コース | 60万円                                      | 90万円  | 150万円 | 230万円 | 300万円 |
|        | 110万円                                     | 160万円 | 190万円 | 230万円 | 300万円 |
| 90円コース | 90万円                                      | 150万円 | 270万円 | 450万円 | 600万円 |
|        | 170万円                                     | 240万円 | 290万円 | 450万円 | 600万円 |

【助成率】 ( )内は生産性要件を満たした場合  
**福井県の場合は、4/5 (9/10)**

\*事業場の所在地が、福井県以外の場合の助成率および上限額については、管轄する労働局にお問い合わせください。



申請様式等、詳しくはコチラ



- ※1 生産量要件: 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の平均値が、前年、前々年または3年前同期に比べ、15%以上減少している事業者をいいます。
- ※2 物価高騰等要件: 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、最近3か月間のうち任意の1月における売上高総利益率又は売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント低下している事業者をいいます。

## 福井県内での

### 『活用事例』



#### 【食品製造業】 受注接客販売をDX化

|     |   |
|-----|---|
| 導入前 | 店舗での接客販売と電話注文により菓子の販売を行っていた   |
| 導入後 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓「受注管理システム」を導入し、受注機能のあるホームページを作成した</li> <li>✓ネット注文が可能となり、顧客対応の時間を短縮することができた</li> <li>✓ネット上で集客が可能になり、売上も増加した</li> <li>✓従業員の負担軽減につながり、環境改善が図られた</li> </ul> |

裏面へつづく

| 【サービス業】 勤怠管理システムの導入 |  |
|---------------------|--|
| 導入前                 | 手作業でデータ入力を行っていた  |
| 導入後                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ データ処理が格段に速くなった</li> <li>➢ 出退勤の打刻漏れが無くなった</li> <li>➢ 勤怠管理や給与計算に使っていた時間を他の業務に費やすことができるようになった</li> </ul> |

| 【飲食業】 セルフオーダーシステムの導入 |  |
|----------------------|--|
| 導入前                  | ホールスタッフが注文を取っていた   |
| 導入後                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 注文から料理提供までのスピードが速くなり顧客の回転率がアップした</li> <li>➢ メニューや料理説明の多言語表示が可能となり外国人の顧客への対応がスムーズに行えるようになった</li> </ul> |

| 【宿泊業】 セルフ決済システムの導入 |   |
|--------------------|---|
| 導入前                | チェックアウト時にフロントが込み合っていた   |
| 導入後                | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ フロントの混雑が解消された</li> <li>➢ フロント業務の繁忙時に人員を集中させるためのシフト調整が不要となった</li> </ul> |

| 【サービス業】 POSレジシステムの導入 |  |
|----------------------|--|
| 導入前                  | 清算機能のみを有するレジを使用していた  |
| 導入後                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ セールなどの割引の際、毎回、手入力する必要が無くなり、清算ミスも減少した</li> <li>➢ 顧客のレジ待ち時間が短縮した</li> </ul> |

| 【建設業】 フォークリフトの導入 |   |
|------------------|---|
| 導入前              | 資材の運搬積み下ろし作業を既存のフォークリフトと手作業で行っていた   |
| 導入後              | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 複数台のフォークリフトを同時に稼働することで作業時間が大幅に短縮した</li> <li>➢ 手作業での資材の積み下ろし作業が軽減された</li> </ul> |

| 【卸売業】 会議用大型モニターの導入 |  |
|--------------------|--|
| 導入前                | 本社と工場が同一敷地内に無いため、会議をする場合、お互いに行き来していた   |
| 導入後                | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ オンラインで会議ができるため、お互いに行き来する必要が無くなった</li> <li>➢ 打ち合わせ画面の保存や共有が可能となり、より質の高い会議ができるようになった</li> </ul> |

| 【医療福祉業】 リフト付き特殊車両の導入 |   |
|----------------------|---|
| 導入前                  | 車椅子対応ができる車両が不足していた  |
| 導入後                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ リフト付き特殊車両を導入し、車椅子が必要な利用者の送迎時間が短縮した</li> <li>➢ 送迎時の人員の削減、作業能率が向上し、時間の有効活用が可能になった</li> </ul> |

| 【小売業】 専門家による業務フローの見直し |   |
|-----------------------|---|
| 導入前                   | 社内独自の方法により業務を行っていた  |
| 導入後                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 専門家による指導・研修を受ける</li> <li>➢ 現状把握から改善方法の提案を受ける</li> <li>➢ ムダの削減により収益アップにつながり、従業員のスキルも向上した</li> </ul> |

| 【飲食業】 食器洗浄機の導入 |   |
|----------------|---|
| 導入前            | 手作業で行っていた   |
| 導入後            | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 洗浄・消毒を機械化した</li> <li>➢ 洗浄時間が大幅に短縮された</li> <li>➢ 時間に余裕ができ、接客対応の向上がみられ、回転率も上がった</li> </ul> |

| 【サービス業】 除雪機を導入 |   |
|----------------|---|
| 導入前            | 人力により事務所周辺の除雪を行っていた   |
| 導入後            | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 手作業で行っていた除雪作業時間が軽減された</li> <li>➢ 従業員への身体的負担が軽減された</li> </ul> |

|  |   |   |
|--|---|---|
| <お問い合わせ先><br><b>業務改善助成金</b><br>コールセンター<br>TEL 0120-366-440 | <申請先><br><b>福井労働局雇用環境・均等室</b><br>福井市春山 1-1-54<br>TEL 0776-22-0221 | <賃金上げに向けたワンストップ無料相談窓口><br><b>ふくい働き方改革推進支援センター</b><br>福井市西木田 2-8-1<br>TEL 0120-14-4864 |
|--|---|---|